

重要事項説明書（訪問入浴介護サービス説明書）

1 サービスの内容

- 「訪問入浴介護」は、利用者の居宅（自宅）を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。「介護予防訪問入浴介護」は、その必要性が認められる場合に限られます。
- 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合、利用者の希望により清拭、部分浴を行なうことができます。

2 サービス方針

要支援・要介護状態にある利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう配慮すると共に、その身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。又利用者の人格を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。

3 サービス提供の記録等

- サービスを提供した際には、サービス記録等の書面により利用者の確認（確認印）を受けるとともに、必要により利用者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者にその写しを提出します。
- 当事業者は、前項の書面その他の記録をサービス終了後 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

4 法人、当事業所の概要

事業者名	居宅介護支援センターサンホーム鶴間	
所在地	神奈川県大和市西鶴間 8-1-2	
介護保険事業者番号	1473000063号	
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	天野 宏一	大和市西鶴間 8-1-2
サービス提供地域	大和市、座間市	

法人の名称	社会福祉法人 大和清風会	
法人の所在地	〒242-0005 神奈川県大和市西鶴間 8 丁目 1 番 2 号 電話（代表）046-277-0033	
代表者名	理事長 天野 宏一	
法人が行う事業等	●高齢者介護福祉施設サンホーム鶴間 介護老人福祉施設 ●居宅介護支援センターサンホーム鶴間 居宅介護支援事業（介護予防支援） 訪問介護事業（第一号訪問事業） 訪問入浴介護事業（介護予防） 通所介護事業（第一号通所事業） 認知症対応型通所介護事業（介護予防） 短期入所生活介護事業（介護予防） ●鶴間地域包括支援センター・南林間地域包括支援センター	

5 職員体制等（訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護）

職種	従事する業務	人員基準
管理者	運営管理全般	1名
介護職員	訪問入浴介護の提供	2名以上（介護予防は1名以上）
看護職員	入浴利用可否の判断及び入浴中の状態把握	1名以上

6 営業時間

	営業日	営業時間	サービス提供時間
訪問入浴	月～土曜日	8：45～17：30	9：00～17：00

※ 年末年始12/31～1/3は休業日となります。

7 利用者負担金

- (1) 利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、次のとおりです。
 (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。(又は、介護保険の法定利用料の範囲内で当事業者が設定した金額です)。

●利用料金

① 訪問入浴介護費 (要介護1～5)	1回あたり	1266単位
② 介護予防訪問入浴介護費 (要支援1・2)	1回あたり	856単位
③ 初回加算	1回あたり	200単位
④ 看取り連携体制加算	1回あたり	64単位
⑤ サービス提供体制強化加算	1回あたり	44単位
⑥ 介護職員等処遇改善加算	①+②+③+④+⑤単位数計 ×10.0%	

●料金計算の方法 「単位」を「円」に転換する方法

1ヶ月の合計単位数×10.70(地域加算) = 10割の金額(小数点以下切り捨て)

10割の金額のうち、各利用者の負担割合に応じた額が介護保険から給付され、残りの金額が利用者負担金となります。

1 回利用した場合の利用料金

●訪問入浴介護 (要介護1～5)

	10割	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
通常入浴	15,418円	1,542円	3,084円	4,626円
清拭・部分浴	13,920円	1,392円	2,784円	4,176円
※初回加算	+2,354円	+236円	+471円	+707円
※看取り加算	+749円	+75円	+150円	+225円

●介護予防訪問入浴介護 (要支援1・2)

	10割	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
通常入浴	10,593円	1,060円	2,119円	3,178円
清拭・部分浴	9,576円	958円	1,916円	2,873円
※初回加算	+2,354円	+236円	+471円	+707円

※利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合、利用者の希望により清拭、部分浴を行なうことができます。料金は「訪問入浴介護費」「介護予防訪問入浴介護費」の所定単位数の100分の90となります。

※「初回加算」は初めて訪問入浴サービスを利用される場合のみ適用され、加算されます。

※「看取り加算」は、回復の見込みがないと医師から診断された方のみ適用され、加算されます。
(要介護の方のみの加算となります)

- (3) 利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

- A 自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。)
 B 現金払い(月1回定められた日にお支払い願います。)

- (4) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、利用者が事業者に対して利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割・8割・7割）を請求することになります。
- (5) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画または介護予防計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。）

8 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）：276-2162
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは所定のキャンセル料（利用者負担金の5割）をお支払いいただきます。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- (3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

9 事故、緊急時等の対応

- (1) サービス提供に際して、利用者のけがや体調の急変があった場合は、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。また担当の居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者へ連絡し、必要に応じて当該利用者の保険者に報告を行います。
- (2) サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当事業者の故意又は過失によらない場合には、この限りではありません。

10 秘密保持、個人情報使用について

業務上知り得た利用者及び家族等の個人情報の秘密は保持します。

あらかじめ文書により利用者および利用者の家族の同意を得た場合は、利用者のための居宅サービス計画・介護予防計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者、地域包括支援センターとの連絡調整等において、個人情報を必要最小限使用します。

1.1 高齢者虐待防止の推進

当事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

高齢者虐待防止に関する担当者：主任 近藤竜太郎

1.2 身体拘束、行動制限の禁止

- (1) 当事業者はサービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- (2) 前項ただし書きの規定に基づき緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合には、当事業者は事前に、もしくは可及的速やかに利用者及び家族に連絡・説明し、同意を得ます。
- (3) 第1項ただし書きの規定に基づき緊急やむを得なく身体的拘束等を行なう場合には、『サンホーム鶴間「身体拘束等の行動制限」についての取扱要領』に従って適正に手続きをした上、実施した日時、方法、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由その他必要な事項について身体拘束に関する報告書及びサービス提供記録に記載します。

1 3 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

サンホームお客様相談コーナー 電 話 0 4 6 - 2 7 7 - 0 8 8 1
(担当者 近藤竜太郎) F A X 0 4 6 - 2 7 7 - 0 8 8 0
対応時間 8 : 45 ~ 17 : 30
(土・日・年末年始 12/31 ~ 1/3 を除く)

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等できます。

・大和市 あんしん福祉部 介護保険課 所在地 大和市下鶴間 1 - 1 - 1
電 話 0 4 6 - 2 6 0 - 5 1 7 0
F A X 0 4 6 - 2 6 0 - 5 1 5 8
対応時間 8 : 30 ~ 17 : 00
(土・日・祝日・年末年始 12/29 ~ 1/3 を除く)

・座間市 福祉部 介護保険課 所在地 座間市緑ヶ丘 1 - 1 - 1
電 話 0 4 6 - 2 5 2 - 7 7 1 9
F A X 0 4 6 - 2 5 2 - 8 2 3 8
対応時間 8 : 30 ~ 17 : 15
(土・日・祝日・年末年始 12/29 ~ 1/3 を除く)

※大和市・座間市以外の保険者の場合については、それぞれの保険者にお問い合わせください。

・神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）所在地 横浜市西区楠町 2 7 - 1
電 話 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
対応時間 8 : 30 ~ 17 : 15
(土・日・祝日・年末年始 12/29 ~ 1/3 を除く)

1 4 業務継続計画（BCP）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問入浴サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対して業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更します。

1 5 従業者の研修体制

職員の資質向上の為、年間計画に基づき、研修を実施します。

1 6 その他

- (1) 契約時に「健康質問表」の記入をお願いします。記入事項の内容（感染症等）が不明の場合、医師による健康診断書を求める場合もあります。また、利用に際しては健康状態や心身の状況等をお知らせくださいますよう、お願いいたします。
- (2) サービスを受ける際は必ず付添人をつけ、入浴に立ち会っていただきます。介護職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

附則

平成12年 4月 1日より施行
第1次一部改正平成15年 4月 1日より施行
第2次一部改正平成16年 4月 1日より施行
第3次一部改正平成18年 4月 1日より施行
第4次一部改正平成20年 4月 1日より施行
第5次一部改正平成21年 4月 1日より施行
第6次一部改正平成24年 4月 1日より施行
第7次一部改正平成25年 4月 1日より施行
第8次一部改正平成25年10月16日より施行
第9次一部改正平成25年11月29日より施行
第10次一部改正平成26年 4月 1日より施行
第11次一部改正平成27年 4月 1日より施行
第12次一部改正平成27年 8月 1日より施行

第13次一部改正平成28年 4月 1日より施行
第14次一部改正平成29年 4月 1日より施行
第15次一部改正平成30年 4月 1日より施行
第16次一部改正平成30年 8月 1日より施行
第17次一部改正令和 元年10月 1日より施行
第18次一部改正令和 2年 8月 1日より施行
第19次一部改正令和 3年 4月 1日より施行
第20次一部改正令和 3年10月 1日より施行
第21次一部改正令和 4年10月 1日より施行
第22次一部改正令和 5年 6月21日より施行
第23次一部改正令和 6年 4月 1日より施行
第24次一部改正令和 6年 6月 1日より施行